流山市農業委員会令和元年第11回総会議事録

令和元年11月11日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会令和元年第11回総会議事録

- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 3番 中嶋 清 4番 小菅 康男
- 5 出席委員·推進委員(委員11名/推進委員3名)

1番 鈴木 亨2番 金子 孝博3番 中嶋 清4番 小菅 康男5番 染谷 一嘉6番 石井 保7番 吉田 達弘8番 岡田 長政9番 山﨑 日出男11番 小倉 節子

12番 水代 啓司

推進委員 秋元 正 推進委員 小林 常男

推進委員 増田 正美

- 6 欠席委員·推進委員(委員1名/推進委員0名) 10番 小嶋 悦子
- 7 書記名 副主査 斉藤 恒夫
- 8 事務局 事務局長 恩田 一成

 事務局次長補佐
 秋元 学

 事務局次長補佐
 真通 俊人

- 9 会議目次

## ▲開会 午後3時1分

○水代議長 それでは、ただ今から令和元年第11回流山市農業委員会総会を開会いたします。

なお、市内在住の○○さんから、総会を傍聴したい旨の申出があり、議長において これを許可したので、ご了承願います。

ただいまのところ出席委員は12名中11名で、定足数に達しておりますので会議は 成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることをご報告いたします。

なお、10番 小嶋委員から欠席の旨届出がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、 議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**〇水代議長** 異議なしと認めます。

3番 中嶋委員、4番 小菅委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

- ○水代議長 次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。 秋元次長。
- ◎秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この 議案書の「会議目次」をご覧いただきたいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第53号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」までの3議案についてご審議いただきたいと思います。

併せて、お手元に追加議案の議案書をお配りしてあります。議案第54号「農業委員会事務局職員の任免について」もご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第29号「流山市農業委員会事務局規程の一部改正について」から報告第31号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

〇水代議長 ただいまの説明について何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

- **〇水代議長** なしと認めます。
- **〇水代議長** これより議事に入ります。

議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。秋元次長。 ◎秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第51号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和元年11月11日提出

議案の1番の権利者は、流山市大字平方の方で職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市西深井の田1筆 面積489平方メートルです。

申請事由ですが、農業経営規模拡大のため、売買で取得するものです。議案案 内図については、1ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案の2番と3番は関連がありますので、一括して説明いたします。権利者は、流山市大字上貝塚の方で、議案2番の方は農業、3番の方は兼農です。

申請がありました土地は、流山市谷の畑1筆 面積370平方メートルと桐ケ谷の田1筆 面積1,031平方メートルです。

申請事由ですが、耕作意欲の向上のため、それぞれ贈与するものです。

議案案内図については、2ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農地法第3条許可申請は、以上の3件です。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

- **〇水代議長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。 岡田委員長。
- ◎岡田委員長 議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は3件であります。

本案については、現地調査と、権利者及びその関係者からヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

議案の1番の申請地は、東武線運河駅の南西約1.6キロメートルに位置している 田1筆で、面積は489平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、全体で147万9、300円とのことでした。

申請地の田は、投影している写真のとおり、草刈済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は、約0.7~クタールで、農業従事者は2名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

続きまして、議案の2番と3番につきましては、同一世帯で関連がありますので、一括してご報告いたします。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の西約2キロメートルに位置している畑1筆と田1筆で、

面積はそれぞれ370平方メートルと1,031平方メートルであります。

申請理由は、耕作意欲を高めるため、贈与するものであります。

申請地の畑は草刈済み、田は稲刈り済みの状況でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は、約1.2~クタールで、農業従事者は6名です。

なお、畑については、作付けされていなかったため、確認したところ、過去に柿を植えたが、定着しなかったため、今後は葉物を作付けする予定とのことでした。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

**〇水代議長** ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

**〇水代議長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第51号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第51号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

**〇水代議長** 議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」 を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の2ページをご覧ください。

議案第52号

農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和元年11月11日提出

申請者につきましては、中野久木にお住いの方です。

申請がありました土地は、中野久木の畑1筆の一部、転用面積は573.19平方メートルです。

転用目的につきましては、現在中野久木の市街化区域内で貸駐車場を運営して おりましたが、今回相続により売却せざるを得ないこととなりました。

現在の利用者の方から、引き続き近傍で駐車場を借りたいという要望があり、駐車

場を整備するために、今回申請がなされたものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の3ページと4ページにございますので、ご参照ください。

説明は以上です。よろしくお願いします。

- **〇水代議長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。 岡田委員長。
- ◎岡田委員長 議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請について」を報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案についても、現地調査と申請者及びその関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線江戸川台駅の西約900メートルに位置し、周囲は小規模な畑と住宅などが混在している地域です。そのため、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は貸駐車場を整備しようとするものでございます。

権利者は、流山市大字中野久木にお住まいの方で、年齢は58歳です。

申請理由については、周辺で貸駐車場を運営していますが、相続のために、その 土地を手放さなければならず、現駐車場の利用者の方から近傍で駐車場を借りたい という要望もあり、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について説明いたします。場内を砕石敷き、通路部分をアスファルト舗装として、24台分の駐車場を整備する計画です。土砂等の流出対策については、周囲にブロック積みの土留めを施工し、流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は自然浸透とし汚水及び雑排水は生じないとのことでした。

また、安全対策として照明を2基設置する予定とのことです。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで申請地周辺につきましては、 西側は道路となっており、その他は畑となっています。

次に、資金計画ですが、整備費が約380万円で、全額自己資金で賄うとのことで、 金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては該当はありません。

なお、前面道路が、一部時間帯に車両通行止めになっていることを確認したところ、 駐車場利用者が、各自、通行許可をとることになるため、契約時に説明するとのこと でした。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当と

いう結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

〇水代議長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

- ◆9番(山﨑委員) 駐車場の台数は24台ということですが、元の駐車場の台数も24台ですか。
- **◎事務局(秋元次長)** 元は26台分の駐車台数でしたが、借りていた実台数が24台でした。
- ◆9番(山﨑委員) 参考までに賃料はいくらですか。
- ◎事務局(秋元次長) 1台月額6,000円です。
- ◆7番(吉田委員) 委員長説明の中で、車両通行止め規制区間であると説明がありましたが。
- ◎事務局(秋元次長)前面道路は、新川小学校のスクールゾーンで午前7時から午前8時30分までが通行止めとなっていますが、駐車場利用者が各自で警察署に通行許可書を求めれば通行できます。
- **〇水代議長** スクールゾーン規制はこの道全部ですか。どこからどこまでですか。
- **◎事務局(秋元次長)** (スクリーン図面で説明) 北側は、○○○の十字路から、当該計画地の前面道路の南端までです。
- ◆(増田推進委員) 前面道路の道路幅員はどのくらいありますか。
- ◎事務局(秋元次長) 4.5メートルです。
- ◆(増田推進委員) スクールゾーン規制の通学路で、実際許可はもらえるのですか。
- ◎事務局(秋元次長) 流山警察署へ申請すれば許可はもらえます。
- **〇水代議長** 私から1点質問します。農地として残る面積はどれくらいありますか。
- ◎事務局(真通次長補佐) 残地面積は約200平方メートルです。
- **〇水代議長** ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

**〇水代議長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第52号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第52号については許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 議案第53号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第53号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて 次のとおり、現況証明願いがあったので審議を求める。

令和元年11月11日提出

今月の申請は3件です。

1番、2番については隣接して一体で利用してお、関連がありますので一括して説明いたします。

1番の申請者は、青田にお住まいの方ほか1名、2番の申請者は同じく青田にお住まいの方です。

申請がありました土地は、1番が青田の畑2筆 計569平方メートル、2番が同じく青田の畑3筆 計256平方メートルで、合計面積は825平方メートルです。

変更後の地目につきましては、宅地です。

次に、本件につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地として20年以上経過していることから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合せるために証明願の提出があったものです。

次に、本件の議案案内図につきましては、5ページと6ページにございますので、 ご参照ください。

続いて、3番の申請者は、流山市こうのす台にお住まいの方ほか3名です。

申請がありました土地は、流山市平方の畑2筆 合計面積は367平方メートルです。変更後の地目につきましては宅地です。

次に、本件につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地として20年以上経過していることから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合せるために、証明願の提出があったものです。

次に、本件の議案案内図につきましては、7ページと8ページにございますので、 ご参照ください。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- **〇水代議長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。 岡田委員長。
- **◎岡田委員長** 議案第53号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」ご報告いたします。

今月の案件は、3件でございます。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

はじめに、1番と2番についてですが、隣接しており、関連があることから一括してご 報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。申請地は、東武線江戸川台駅の東約1.5キロメートルに位置している土地でございます。

申請者がそれぞれ、平成30年、平成28年に相続により取得した土地で、平成9年

ごろから、配置図のように柔道場の敷地とその駐車場であるとのことでした。今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成10年11月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と 異なることから、地目を一致させるため願出があったものであります。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の一部の状況となっていること を確認いたしました。

続いて、3番についてご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線江戸川台駅の北西約1.4キロメートルに位置している土地でございます。

申請者が平成25年及び26年に相続により取得した土地で、昭和44年以前より、配置図のように、住宅への敷地進入路および納屋等の敷地の一部とのことでした。今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております昭和44年5月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と 異なることから、地目を一致させるため願出があったものであります。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の一部の状況となっていること を確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

〇水代議長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(質疑)

**〇水代議長** ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

**〇水代議長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第53号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第53号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

**〇水代議長** 議案第54号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 追加議案書の1ページをお開きください。

議案第54号

農業委員会事務局職員の任免について

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、農業委員会事務局の職員を次のとおり任免するものとする。

令和元年11月11日提出

本案につきましては、令和元年10月31日付けで、農業委員会事務局の山村事務 員が、一身上の都合による退職がありましたことから承認を求めるものであります。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○水代議長** これより、本案に対する質疑に入ります。 質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(質疑)

**〇水代議長** ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

**〇水代議長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第54号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第54号については、承認することに決定いたしました。 ありがとうございました。

○水代議長 次に、報告第29号「流山市農業委員会事務局規程の一部改正について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の4ページをお開きください。

報告第29号

流山市農業委員会事務局規程の一部改正について

流山市農業委員会事務局規程の一部を改正したので報告する。

令和元年11月11日 報告

本件につきましては、農地法の改正に伴い引用号数が変更となったことに伴う改正です。

別紙の新旧対照表をご覧ください。

流山市農業委員会事務局規程では事務局長専決の事項として農地法第4条と第5条の届出を定めております。この条項について、「農地法第4条第1項第7号」が「農地法第4条第1項第8号」に、また「農地法第5条第1項第6号」が「農地法第5条第1項第7号」にそれぞれ変更となりました。

規程の改正に関する報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

- **○水代議長** ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。 (なしの声あり)
- **〇水代議長** 特にないようですので、次に進みます。
- ○水代議長 次に、報告第30号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の5ページをお開きください。

報告第30号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和元年11月11日 報告

本件は、今年3月の総会で審議がなされ、3月13日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の9ページと10ページにご ざいます。

本件につきましては、10月7日に、岡田委員、石井委員にご確認をいただきました。 また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので、併せて ご参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

- **○水代議長** ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。 (なしの声あり)
- 〇水代議長 特にないようですので次に進みます。
- **〇水代議長** 次に、報告第31号「専決処理の報告について」報告を求めます。 秋元次長。
- ◎秋元次長 議案書の6ページをご覧ください。

報告第31号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので同条第2項の規定により報告する。

令和元年11月11日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告いたします。 今月の農地法第4条の届出の報告は、4件 4筆 面積3,505平方メートルです。 添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしま した。 次に、2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、32件 167筆 面積86,438.26平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の7ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地3件、その他の建物施設用地が1件の計4件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が25件、マンションの区分所有が5件、その他の建物施設用地が2件の計32件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は以上です。よろしくお願いいたします。

- **○水代議長** ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。 (なしの声あり)
- **〇水代議長** 特にないようですので次に進みます。
- **〇水代議長** 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもって、令和元年第11回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

それでは、これをもちまして散会いたします。

## △閉会 午後3時40分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。 令和元年11月11日